

佐賀県告示第 406 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 27 年 9 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
香月医院	佐賀市本庄町大字鹿の子 200 番地 1	平成 27 年 3 月 15 日
今泉眼科医院	多久市北多久町大字小侍 816 番地 1	平成 27 年 2 月 28 日
たつの歯科医院	佐賀市川副町大字早津江 208 番地 1	平成 27 年 3 月 31 日
西田歯科医院	杵島郡白石町大字廿治 1555 番地 5	平成 27 年 2 月 20 日